

(別紙)

革新的医療機器等相談承認申請支援事業実施手順書

この手順書は、平成30年3月29日薬生発0329第14号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「平成30年度革新的医療機器等相談承認申請支援事業等実施要綱について」の別紙「平成30年度革新的医療機器等相談承認申請支援事業等実施要綱」に基づき、革新的医療機器等相談承認申請支援事業を実施するための手順等を定めたものである。

1. 補助の対象等

(1) 対象品目

相談申込時又は承認・調査申請時において、次の①～③のいずれかに該当する品目であること。

- ①日本発であって、世界初上市を目指す革新的医療機器又は革新的再生医療等製品であること(相談又は申請者の申告)
- ②希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品であること
- ③「ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」で選定された品目であること

(2) 対象企業

次のすべての要件を満たす企業。

- ①中小・ベンチャー企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下)
- ②他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- ③複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと
- ④前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計上されているが事業収益が一億円以下であること

(注1) (2)②及び③の「法人」について、ベンチャー・キャピタルなど投資事業組合等の取扱いについては、関連する法令・基準等の運用に準じて個別に判断します。

(注2) 当期利益に関し、会計処理上、開発費について繰延資産として計上している場合は、仮に費用として処理した場合における当期利益相当額を参考とします。

(注3) 前事業年度の決算において特別な事情等があり、直近2期における決算状況により判断する必要があると認められる場合には追って当該関連資料を提出いただき確認したうえで判断します。

(3) 手数料

① 相談手数料

当該対象品目に係る全ての区分の相談(薬事戦略相談を除く)に係る手数料(ただし、取下げにより手数料の半額を還付した場合は対象外)

② 審査・調査手数料

当該対象品目に係る全ての区分の承認申請、信頼性調査、GCP調査及びQMS調査に係る手数料

(4) 補助率

(3) の手数料額の5割を補助する。

2. 補助の方法

補助の対象となる企業が、補助の対象となる品目に係る相談の申込み又は承認・調査申請を行うため独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に手数料を全額納付した後請求に基づき、機構から補助金を対象企業に支給する。

3. 補助の期間

当該年度における補助金交付要綱の適用日から平成31年1月末までに補助金の申請を受理したものを対象とする。

ただし、前年度に補助金の交付決定を受けた承認申請のうち補助金の申請をしていない調査手数料又は平成30年2月1日以降に相談申込み又は承認申請を受け付けたものに限る。

4. 補助対象の決定方法

適正な申込又は承認申請順で交付決定された補助金の額の範囲内で決定。

5. 補助金の申請から請求までの流れ

(1) 補助金の申請

相談申込又は承認・調査申請と同時に別紙様式1の他に、1.(2)に該当するか否かを審査するため、以下の書類を添付して補助金の申請を行うこと。

ただし、平成30年2月1日から本通知の発出までに相談申込又は承認・調査申請したものについては、相談申込書又は承認・調査申請書の写し等、対象となる相談・申請が分かるものを添えて、補助金の申請を行うこと。

また、前年度に補助金の交付決定を受けた承認申請のうち、補助金申請後に負担額が確定した調査手数料であって、平成30年1月31日までの補助金申請に間に合わなかったものに係る補助金申請を行う場合は、当該交付決定通知書の写しを添付すること。

- ①前事業年度に係る事業報告、貸借対照表、損益計算書(写し)
- ②法人税確定申告書別表第二(又は株主(出資者)名簿)(写し)
- ③資本金が3億円を超える場合には、労働保険概算確定保険料申告書、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表又は給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書等、従業員数が確認できる書類(写し)
- ④機構に手数料を納付したことが証明できる書類(写し)

(2) 補助金の支給適否決定

機構は、補助金の申請を受けた後、補助対象となるか否かを審査し、補助金の支給の適否を決定し、別紙様式2により申請者に通知するものとする。

(3) 補助金の請求

申請者は、補助金の支給決定の通知を受けた後、別紙様式3により期限までに機構あてに補助金の請求を行うこと。

6. 補助金の支給時期

5(3)の請求を受けてから当該年度末までに企業に補助金を支給する。

7. 補助金の支給停止、返還等

相談申込時又は承認・調査申請時の下記(1)～(5)の申告内容に虚偽があることが判明した場合は、補助金の支給を取りやめ、若しくは補助金の返還を求め、公表する場合がある。

(1) 日本発であって、世界初上市を目指す革新的医療機器又は革新的再生医療等製品であること

(2) 中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下)

(3) 他の法人が株式総数又は出資総額の1／2以上の株式又は出資金を有していないこと

(4) 複数の法人が株式総数又は出資総額の2／3以上の株式又は出資金を有していないこと

(5) 前事業年度において、当該利益が計上されていない又は当該利益は計上されているが事業収益が一億円以下であること